

議事の経過

開会 午前10時

○尾原進一議長 議員各位には、御多用のところ、御参集くださいまして、深く感謝いたします。

ただいまから、令和2年第3回安芸市議会定例会を開会いたします。開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○横山幾夫市長 おはようございます。本日、議員の皆様への御出席を賜り、令和2年第3回安芸市議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

初めに、今月6日から7日にかけて、西日本各地で大きな被害をもたらした台風10号による被害状況について御報告いたします。

特別警報級の非常に強い台風10号は、7日明け方から朝にかけて高知県に最接近し、県内でも農業分野を中心に大きな被害をもたらしました。9月8日時点における県の調査によりますと、本市では被覆資材の破損など園芸用ハウス17棟が被災し、露地野菜など農作物の被害は約4ヘクタールとなっております。被災されました皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

さて、国政におきましては、第2次安倍内閣発足から約7年8か月の憲政史上最長となった長期政権が区切りを迎えることとなり、昨日、召集された臨時国会におきまして、菅義偉氏が新内閣総理大臣に選出されました。

新内閣におきましては、新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題とし、国民の命と健康を守り、社会・経済活動との両立を目指すとともに、既得権益にとらわれない規制改革を全力で進め、行政のデジタル化推進や少子化対策、外交・安全保障などに取り組んでいく方針が示されております。

次に、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症につきましては、9月16日現在における全世界の感染者が累計で2,900万人を超え、死者は93万人に上っており、日本国内におきましても、感染者が7万7,000人を超え、そのうち1,481人の方がお亡くなりになられております。

今もなお闘病生活を余儀なくされている皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたします。また、治療の最前線で御尽力いただいております医療従事者の皆様に対しましても、心から敬意と感謝を申し上げます。

政府は、新型コロナウイルス感染症への今後の対応として、来年前半までに国民全員分のワクチン確保を目指す方針を示し、開発中のワクチン候補の中から、臨床試験の進み具合などを踏まえ、安全性や有効性、日本での供給可能性が見込まれるものを対象に、国内外から必要な数量を確保できるよう、供給契約の締結を順次進めることとしております。

また通常、自治体負担を伴うワクチン接種費用について、自治体の財政運営への影響などを考慮し、接種費用を全額国費で負担する方針を明らかにし、新型コロナ対策として確保している国

の予備費から関連費用を支出することが閣議決定されております。

県内におきましては、7月13日以降、再び感染の散発的な発生が確認され、先月には高知市内の障害者支援施設において集団感染が発生し、改めて職員と入所者が緊密に接しながら、生活を支える福祉施設特有の感染リスク回避の難しさが浮き彫りになっております。

こうした中、県では新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の強化を図るため、県内の医療機関へ検査協力医療機関に登録することを広く呼びかけ、登録された医療機関から民間検査会社に直接検査依頼できる、ワンストップの検査体制の構築を目指しております。

収まりを見せない新型コロナウイルス感染症に対し、本市におきましては、感染発生の動向をにらみつつ、次なる感染拡大への備えと経済活動の早期回復に向けた取り組みを進めてまいります。

まず、国の特別定額給付金につきましては、8月24日をもって申請受付が終了し、市内8,260世帯のうち、8,238世帯、支給総額16億9,640万円、全体の約99.7%の支給が完了しております。

次に、第3回臨時会で補正予算の議決をいただきました、「安芸市地域応援プレミアム付商品券」につきましては、本年9月1日時点で安芸市に住民票がある全ての方が対象で、世帯全員分の購入引換券を今月7日から順次、世帯主の方へ郵送いたしております。

商品券は安芸観光情報センターにおきまして、11月30日まで購入可能で、日時を指定した各公民館での販売も実施しております。また、購入いただきました商品券は、10月1日から来年2月28日まで利用可能となっており、取扱事業所につきましては、9月16日現在で189事業所となっております。

売上が落ち込んだ市内事業者の事業継続や経営の安定、また、地域経済回復の後押しとなるよう、消費動向の偏りなどに注視しつつ、鋭意、事業を進めてまいりますので、市民の皆様の積極的な利用をお願いいたします。

また、人の往来や移動の自粛の余波により大きな打撃を受けた鉄道やタクシーなど交通事業者及びホテル・旅館業に対する支援のほか、公共施設等における感染リスク低減のための換気・衛生改善対策費や、人と人との接触機会を減らすための庁内デジタル化導入費などにつきまして、今期定例会において補正予算に計上しており、今後におきましても、「感染拡大防止」と「地域経済の回復」を両立するために必要な対策を講じてまいります。

本市では、市民の皆様、事業者の皆様の御理解と御協力のもとに、市内での感染者はいまだ確認されておらず、これもひとえに皆様の御尽力の賜物であり、改めてお礼申し上げますとともに、引き続き、密集・密接・密閉空間を避ける、手洗いやうがいを行ったりするなど、日常の感染予防に努めていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

依然として収束の見通しが立たない状況ではございますが、今後におきましても、国や県による施策の動向を見極めるとともに、感染症対策が地域経済に与える影響を的確に把握し、市民の命と暮らしを守るため、本市の実情に応じた施策に迅速に取り組んでまいりますので、引き続き、

御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、市政の主要な課題につきまして、御報告いたします。

はじめに、「新庁舎の建設」についてであります。

新庁舎の建設につきましては、現在、実施設計及び敷地造成設計のほか、用地取得のための事業認定手続、埋蔵文化財発掘調査などの取組を進めております。

新庁舎の概要を決定する基本設計につきましては、専門家や市民団体の代表者などで構成する新庁舎整備検討委員会による検討、市議会に設置された新庁舎建設調査特別委員会による調査、パブリックコメントなど、幅広い御意見や御提言を踏まえまして、本年6月末に取りまとめが完了いたしました。

現在、この基本設計に基づいた実施設計を進めており、詳細図面作成のための設計条件を早期に確定させ、来年3月末までの建築確認許可を目指してまいります。

造成工事につきましては、現在、造成設計の最終段階にあり、補正予算といたしまして、今期定例会において積算に要する費用を、12月定例会において造成工事費及び工事監理費を追加計上したいと考えております。来年3月の用地取得完了後、速やかに造成工事に着手できるよう取り組んでまいります。

次に、「統合中学校の建設」についてであります。

統合中学校の建設につきましては、現在、建設工事に係る実施設計に取り組んでおりますが、さきの議員協議会でも御報告しましたとおり、建設用地西側の民有地から古代寺院の仏塔に飾る金属製の断片が県内で初めて確認されるなど、建設用地を包含する瓜尻遺跡内において重要な遺物が多数見つかри、本格的な埋蔵文化財発掘調査が必要となっております。

調査面積は約1万800平方メートルで、調査期間は今月から来年3月末までを予定しており、調査終了後は、実施を見合わせている用地造成工事に速やかに着手してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様には、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

次に、「南海トラフ地震等への対応強化」についてであります。

さきの定例会で御報告いたしました、日ノ出町地区及び赤野住吉地区における津波避難タワーにつきまして、それぞれの自主防災会役員と候補地選定の協議を行い、両地区における住民説明会を開催した結果、日ノ出町地区は健康ふれあいセンター「元気館」の敷地内へ、赤野住吉地区はごめん・なはり線赤野駅前広場にそれぞれ建設することといたしました。事業実施に当たりましては、国の防災・安全社会資本整備交付金を活用し、来年度から測量設計や地質調査に取り組み、令和4年度末の完成を目指して取り組んでまいります。

次に、「旧国民宿舎の土地・建物の処分」についてであります。

旧国民宿舎の土地及び建物につきましては、未利用財産の有効活用を図るため、市民サービスの向上につながる提案を公募型プロポーザル方式により民間事業者から募集し、売却することとしております。今回、当該財産を売却するための敷地の分合筆や建物登記申請などの手続にめど

令和2年第3回定例会（9月17日）

がついたことから、11月初旬の公募型プロポーザル実施に向け、取り組みを進めてまいります。

なお、当該財産につきましては、多額の費用が見込まれております建物の解体撤去など、本市の将来的な財政負担等を勘案した売却を検討していることから、プロポーザルにより選定された優先交渉権者と仮契約の合意に至った際には、当該財産処分に係る議案を提案させていただきたいと考えております。

次に、「森林経営管理制度の推進」についてであります。

令和元年度から新たに開始された森林経営管理制度の推進を図るため、本市の林業及び木材産業関係者などで構成する「安芸市森林整備促進協議会」を新たに設置し、今年11日に第1回となる会議を開催いたしました。

会議では、本市の取組状況や課題などの説明を行い、委員からは公共施設への木材活用や人材確保支援のほか、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業支援などの意見が出されたところでございます。

今後につきましても、年2回程度の協議会を開催し、森林整備の促進とともに、令和元年度から配分されております森林環境譲与税を活用した本市独自の取組についても検討してまいります。

なお、本年度につきましては、下山地区及び畑山地区の約220ヘクタールについて、対象となる森林等の抽出や所有者の意向調査を実施することとしております。

最後に、「学童保育所整備に向けた取り組み」についてであります。

第2土居学童保育所の建設につきましては、現在、実施設計業務に着手しており、令和3年度中の開所を目指して取り組んでおります。

建設場所は、土居小学校グラウンド南側で、建物の構造は軽量鉄骨平屋建てを想定しております。建設に際しましては、事前に植栽を撤去する必要があることから、今期定例会におきまして、植栽伐採委託料を補正予算に計上しております。

井ノ口学童保育所につきましては、小学校の空き教室や学校敷地内に適当な場所がなかったため、昨年の開設当初から暫定的に公民館を使用しておりますが、今後におきましても、引き続き小学校や保護者と協議しながら、小学校敷地内の設置を目指して取り組んでまいります。

続きまして、今議会に提案いたしました議案を御説明いたします。

まず、予算案件は、令和2年度安芸市一般会計補正予算など6件であります。

このうち一般会計補正予算は、主な増額として、公共施設等の換気・衛生改善等改修費や感染対策必需品購入費など新型コロナウイルス対策経費に1億5,033万円、7月の梅雨前線豪雨により被災いたしました安明寺古井線ほか公共土木施設現年補助災害復旧費に5億6,441万円、奈比賀頭首工ほか農業用施設現年補助災害復旧費に8,093万円などで、総額10億1,476万円余りを増額するものであります。

次に条例議案は、「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」など2件でございます。

その他の議案は、報告案件3件、人事案件1件、決算案件12件の計16件であります。

令和2年第3回定例会（9月17日）

各議案につきましては、後刻、副市長並びに担当課長から詳しく御説明申し上げます。

十分な御審議をいただきますとともに、それぞれの案件につきまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

○尾原進一議長　これより本日の会議を開きます。日程に入る前に事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○佐藤暢晃事務局長　本日の出欠状況を報告いたします。

定数14人、欠席1人、出席13人です。欠席の米田佐代子議員は所用のため欠席の届けがあっております。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告があっております。

次に、閉会中の議会活動等について御報告いたします。

市議会議長会関係につきましては、7月2日に全国市議会議長会第168回産業経済委員会が東京都で開催され、議長が出席いたしました。8月27日に第137回高知縣市議会議長会臨時総会が香南市で開催され、副議長が出席いたしました。

次に委員会関係の主な活動を報告いたします。議会運営委員会は、7月1日、16日、8月17日及び9月14日に委員会を開催いたしました。新庁舎建設調査特別委員会は、7月7日に香南市役所の視察を行い、8月18日に委員会を開催いたしました。議会広報特別委員会は、7月28日及び8月6日に委員会を開催いたしました。阿佐線・国道整備促進特別委員会は、8月6日に委員会を開催し、19日に高知県東部地域の道路整備に関する要望活動を行いました。

その他の活動といたしましては、6月23日に高知縣市町村振興協会評議員会が高知市で開催され、議長が出席いたしました。7月28日にごめん・なはり線活性化協議会総会及び安芸広域市町村圏事務組合議会定例会が安芸市で開催され、議長が出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

○尾原進一議長　これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、議長において小松進議員及び川島憲彦議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期はお手元に配付してあります会期日程案のとおり、本日から10月5日までの19日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　御異議なしと認めます。よって、今期定例会は会期日程案のとおり、本日から10月5日までの19日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

令和2年第3回定例会（9月17日）

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○小松進也副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議長、尾原進一議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際議長辞職の件を日程に追加し、日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小松進也副議長 御異議なしと認めます。よって議長辞職の件を日程に追加し、日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

日程第6、議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、尾原進一議員の退席を求めます。

（尾原進一議員退席）

○小松進也副議長 辞職願を朗読させます。事務局長。

○佐藤暢晃事務局長 朗読いたします。

このたび一身上の都合により議長を辞職いたしたいので許可されますよう願います。

令和2年9月17日

安芸市議会議長 尾原進一

安芸市議会副議長 小松進也 様

以上でございます。

○小松進也副議長 お諮りいたします。尾原進一議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小松進也副議長 異議なしと認めます。よって尾原進一議員の議長の辞職を許可することに決しました。

尾原進一議員の着席を求めます。

（尾原進一議員着席）

○小松進也副議長 尾原進一議員に告知いたします。あなたの辞職願は許可されました。

ただいま議長が欠員となりました。お諮りいたします。この際議長の選挙を日程に追加し、日程第7として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小松進也副議長 異議なしと認めます。よって議長の選挙を日程に追加し、日程第7として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決しました。

日程第7、議長の選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○小松進也副議長 ただいまの出席議員数は、13名であります。

令和2年第3回定例会（9月17日）

投票用紙を配付させます。

（投票用紙の配付）

○小松進也副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松進也副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（発言する者あり）

（投票箱の点検）

○小松進也副議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

（点呼・投票）

○小松進也副議長 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松進也副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖解除）

○小松進也副議長 開票を行います。

開票には、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に長野弘昌議員及び山下正浩議員を指名いたします。

よって両議員に開票の立会いをお願いいたします。

（立会人登壇・開票）

○小松進也副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票数11、無効投票数2、有効投票数のうち尾原進一議員7票、吉川孝勇議員4票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3であります。よって尾原進一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました尾原進一議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。尾原進一議員、あなたは議長に当選されました。当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

○尾原進一議員 ただいま御紹介いただきました尾原進一でございます。先ほどは皆様方の御推挙にいただきまして、再び議長職を背負うことになりました。本当にありがとうございます。この責任の重大さにも身も引き締まる思いが致しております。皆様方御承知のとおり、この安芸

令和2年第3回定例会（9月17日）

市政につきましては、いろいろな課題がございます。まず、市長就任以来大きな課題を市と執行部と議会とで火葬場の完成、そして学校給食の完成、そして保育の、安芸保育・染井保育の高台移転等々をこなしてきたわけですが、これから皆様方御承知のとおり、次のその私の任期の2年の中でも新庁舎の問題、あるいは統合中学校の建設、そして大きな視点で考えてみますと、東部自動車道の、今現在つち音が近寄っておるところでございますが、そして安芸から阿南高規格道路の110キロの、これも最近野根・安倉間が表明されましたが、非常に伸展がなされておる状況でして、広域行政につきましても、私もこれからも参画をさして微力でございますけれども、安芸市政発展のため、東部発展のために尽力を尽くしてまいりたいと考えております。

どうか執行部の皆様、議会の皆様のなご一層の御支援をいただきまして、御協力・御支援いただいて前に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、簡単ですが、就任の御挨拶と申し上げます。

どうも本日はありがとうございました。

○小松進也副議長 尾原進一議員、議長席にお着きを願います。

○尾原進一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま副議長小松進也議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際副議長辞職の件を日程に追加し、日程第8とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって副議長辞職の件を日程に追加し、日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

日程第8、副議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、小松進也議員の退席を求めます。

（小松進也議員退席）

○尾原進一議長 辞職願を朗読させます。事務局長。

○佐藤暢晃事務局長 朗読いたします。

辞 職 願

このたび一身上の都合により副議長職を辞職したいので、安芸市議会会議規則第146条第1項の規定により、辞職願を提出いたしますので、許可されるようお願いいたします。

令和2年9月17日

安芸市議会副議長 小松進也

安芸市議会議長 尾原進一 様

以上でございます。

令和2年第3回定例会（9月17日）

○尾原進一議長 お諮りいたします。小松進也議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって小松進也議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

小松進也議員の着席を求めます。

（小松進也議員着席）

○尾原進一議長 小松進也議員に告知いたします。あなたの辞職願は許可されました。

ただいま副議長が欠員となりました。お諮りいたします。この際副議長の選挙を日程に追加し、日程第9として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって副議長の選挙を日程に追加し、日程第9として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決しました。

日程第9、副議長の選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○尾原進一議長 ただいまの出席議員数は13人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙の配付）

○尾原進一議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱の点検）

○尾原進一議長 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

（点呼・投票）

○尾原進一議長 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 投票漏れなしと認めます。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖解除）

○尾原進一議長 開票を行います。

開票には、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に藤田伸也議員及び吉川孝勇議員を

指名いたします。

よって両議員に開票の立会いをお願いします。

（立会人登壇・開票）

○尾原進一議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票 13 票、無効投票ゼロ票であります。有効投票のうち長野弘昌議員 9 票、藤田議員 4 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって長野弘昌議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました長野弘昌議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。長野弘昌議員、あなたは副議長に当選されました。当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

○長野弘昌議員 このたび安芸市議会副議長に選出されました、長野弘昌です。

新型コロナウイルス感染症から市民の皆さんの生活を守る、またデジタル化など終息を見据えた攻めの戦略、議会と執行機関との真摯な議論により、地域の課題解決に尽力してまいります。

安芸市民の皆様におかれましては、より一層安芸市議会への理解と御支援のほど賜りますようお願い申し上げます。

○尾原進一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 5 分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、報告第 12 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、報告を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 報告第 12 号「専決処分の報告について」につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告を行うものであります。

専決処分の内容は、令和 2 年 7 月 2 日に、市道駅前線で発生しました公用車による自動車事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものであります。

損害賠償額は、38 万 3,679 円で、内訳として物損事故に係る分が 32 万 4,800 円、人身事故に係る分が 5 万 8,879 円であります。損害賠償の相手方は議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午後 1 時 27 分頃、生涯学習課職員が市道久世港町 1 丁目線を公用車にて東進中、市道駅前線との交差点に進入した際に、市道駅前線を北進してきた相手方の家族が運転する軽四自動車に接触したことにより、相手方車両の右側フロントバンパー及びボンネット等を損傷させるとともに、運転者に頸椎捻挫等の負傷を負わせたものであります。